

9. 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績と見込み

出典：環境省資料

(1) 分別収集と再商品化の実績

品目名	年度	分別収集 計画量 (トン)	分別収集 実績量 (トン)	再商品化量 (トン)	分別収集実施市町村		
					市町村数	割合 (%)	人口 カバー率 (%)
無色の ガラス製 容器	15	431,395	356,977	345,208	2,911	92.3	97.5
	14	505,175	348,698	337,888	2,795	86.4	94.7
	13	483,879	355,157	339,443	2,725	83.9	93.8
	12	458,559	352,386	334,549	2,618	81.1	92.6
	11	542,451	326,110	307,237	1,991	61.2	86.3
	10	486,025	322,284	303,240	1,862	57.2	84.6
	9	406,133	292,775	275,119	1,610	49.5	76.8
茶色の ガラス製 容器	15	372,004	309,857	297,510	2,922	92.6	97.6
	14	405,634	304,172	293,240	2,807	86.8	94.8
	13	388,351	311,993	298,785	2,737	84.3	93.8
	12	369,346	312,539	294,959	2,631	81.5	92.7
	11	369,894	290,127	272,559	1,992	61.3	86.4
	10	358,012	274,374	256,227	1,866	57.3	84.6
	9	299,536	243,916	228,170	1,610	49.5	77.0
その他の 色の ガラス製 容器	15	197,500	165,011	157,217	2,872	91.0	97.0
	14	197,930	163,903	156,856	2,740	84.7	93.8
	13	189,620	162,481	152,965	2,706	83.4	93.2
	12	180,459	164,551	150,139	2,566	79.5	91.1
	11	155,603	149,332	134,084	1,915	58.9	83.9
	10	140,443	136,953	123,227	1,784	54.8	81.9
	9	118,536	107,533	95,190	1,535	47.2	74.1
紙製 容器包装	15	147,590	76,878	69,508	748	23.7	27.0
	14	152,764	57,977	54,145	525	16.2	21.0
	13	120,308	49,723	44,675	404	12.4	16.8
	12	86,724	34,537	26,310	343	10.6	13.0
ペット ボトル	15	214,209	211,753	204,993	2,891	91.6	96.5
	14	198,672	188,194	183,427	2,747	84.9	93.5
	13	172,605	161,651	155,837	2,617	80.6	91.8
	12	103,491	124,873	117,877	2,340	72.5	86.9
	11	59,263	75,811	70,783	1,214	37.3	67.4
	10	44,590	47,620	45,192	1,011	31.1	62.0
	9	21,180	21,361	19,330	631	19.4	41.8
プラスチック製 容器包装	15	486,585	401,697	384,865	1,685	53.4	59.3
	14	486,727	282,561	268,640	1,306	40.4	48.4
	13	389,272	197,273	180,306	1,121	34.5	43.6
	12	239,174	100,810	77,568	881	27.3	30.7
うち 白色 トレイ	15	10,214	4,217	3,993	1,013	32.1	23.1
	14	14,882	3,552	3,239	800	24.7	22.0
	13	11,865	3,402	3,011	726	22.4	20.4
	12	8,277	3,039	2,499	612	19.0	15.3

品目名	年度	分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	再商品化量 (トン)	分別収集実施市町村		
					市町村数	割合 (%)	人口 カバー率 (%)
スチール缶	15	507,815	393,650	387,875	3,116	98.8	98.5
	14	620,045	419,667	415,364	3,123	96.5	97.7
	13	598,648	461,357	450,229	3,104	95.6	97.3
	12	576,461	484,752	476,177	3,065	94.9	96.9
	11	636,099	471,127	456,892	2,625	80.7	91.8
	10	590,858	471,638	461,347	2,572	79.0	91.4
	9	526,701	464,662	443,506	2,411	74.1	86.4
アルミ缶	15	170,742	139,321	137,055	3,108	98.5	98.5
	14	189,519	145,789	144,101	3,130	96.8	97.6
	13	181,111	141,408	137,753	3,112	95.9	97.4
	12	172,889	135,910	132,386	3,078	95.3	97.0
	11	187,025	128,541	124,690	2,647	81.4	92.0
	10	170,535	121,214	117,315	2,587	79.5	91.7
	9	148,885	112,527	107,455	2,420	74.3	86.7
段ボール	15	641,117	554,309	538,043	2,446	77.5	80.4
	14	486,107	502,903	498,702	2,105	65.1	72.0
	13	458,519	448,855	438,598	1,942	59.8	67.1
	12	434,888	380,290	372,576	1,728	53.5	61.0
紙パック	15	24,911	16,636	15,742	2,031	64.4	79.0
	14	35,502	15,696	15,358	1,849	57.2	74.1
	13	31,514	13,136	12,435	1,756	54.1	70.9
	12	28,065	12,565	12,071	1,599	49.5	69.1
	11	36,626	9,574	9,416	1,176	36.2	54.9
	10	30,072	8,939	8,670	1,111	34.1	54.7
	9	23,028	6,644	6,419	993	30.5	43.4
合 計	15	3,193,868	2,626,089	2,538,016	-		
	14	3,278,075	2,429,560	2,367,721	-		
	13	3,013,827	2,303,034	2,211,025	-		
	12	2,650,056	2,103,213	1,994,612	-		
	11	1,986,961	1,450,822	1,375,661	-		
	10	1,820,535	1,383,022	1,315,218	-		
	9	1,543,999	1,249,418	1,175,189	-		

- 1 「再商品化量」とは再商品化計画に基づき再商品化を行う再商品化事業者に市町村が引き渡した量である。
- 2 全国の総人口は平成15年4月1日時点で12,745万人。

(2) 分別収集計画

分別収集実施市町村数

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	3,108 (95.9%)	3,137 (96.8%)	3,148 (97.1%)	3,166 (97.7%)	3,169 (97.8%)
茶色ガラス	3,109 (95.9%)	3,138 (96.8%)	3,149 (97.2%)	3,167 (97.7%)	3,169 (97.8%)
その他ガラス	3,073 (94.8%)	3,108 (95.9%)	3,123 (96.4%)	3,144 (97.0%)	3,154 (97.3%)
紙製容器包装	1,435 (44.3%)	1,574 (48.6%)	1,706 (52.6%)	1,841 (56.8%)	1,916 (59.1%)
ペットボトル	3,027 (93.4%)	3,072 (94.8%)	3,097 (95.6%)	3,130 (96.6%)	3,132 (96.6%)
プラスチック製容器包装	2,152 (66.4%)	2,355 (72.7%)	2,500 (77.1%)	2,615 (80.7%)	2,666 (82.3%)
スチール缶	3,223 (99.4%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)
アルミ缶	3,225 (99.5%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)
段ボール	2,813 (86.8%)	2,847 (87.8%)	2,890 (89.2%)	2,933 (90.5%)	2,942 (90.8%)
紙パック	2,526 (77.9%)	2,581 (79.6%)	2,657 (82.0%)	2,724 (84.0%)	2,731 (84.3%)

分別収集計画量

(単位 : 千トン)

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	431	442	451	460	467
茶色ガラス	372	381	387	395	401
その他ガラス	198	203	206	210	214
紙製容器包装	148	165	190	207	222
ペットボトル	214	229	243	259	273
プラスチック製容器包装	487	629	757	859	922
スチール缶	508	516	522	529	535
アルミ缶	171	176	179	183	187
段ボール	641	661	679	698	715
紙パック	25	27	28	30	31

(3) 再商品化計画量

(単位 : 千トン)

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	270	270	270	270	270
茶色ガラス	200	200	200	200	200
その他ガラス	160	160	160	160	160
紙製容器包装	313	505	505	505	505
ペットボトル	292	311	315	317	319
プラスチック製容器包装	591	655	776	835	892

10. 日本容器包装リサイクル協会の平成17年度収支予算
括弧内は16年度

(単位:千円)

収入内訳	収入金額 (a)	支出内訳						協会経費割合 (g) / (a)
		再商品化 委託料 (b)	再商品化 協会経費 (c)	再商品化 委託事業費 (d)=(b)+(c)	その他 事業費 (e)	管理費等 (f)	協会経費計 (g)=(c)+(e)+(f)	
財産運用収入	(240) 240					(240) 240	(240) 240	(100.0%) 100.0%
賛助会費	(5,000) 3,000				(5,000) 3,000		(5,000) 3,000	(100.0%) 100.0%
前期繰越収支差額	(29,680) 0					(29,680) 0	(29,680) 0	(100.0%) 0.0%
再商品化受託料収入	(58,107,748) 65,743,897	(55,676,615) 63,217,678	(2,028,793) 2,113,779	(57,705,408) 65,331,457	(71,140) 74,740	(331,200) 337,700	(2,431,133) 2,526,219	(4.2%) 3.8%
ガラス	(2,241,375) 2,109,717	(1,830,200) 1,692,968	(320,690) 321,464	(2,150,890) 2,014,432	(17,410) 18,685	(73,075) 76,600	(411,175) 416,749	(18.3%) 19.8%
PET	(10,992,000) 7,591,720	(10,674,712) 7,257,600	(229,803) 247,635	(10,904,515) 7,505,235	(18,910) 18,885	(68,575) 67,600	(317,288) 334,120	(2.9%) 4.4%
プラスチック	(43,724,306) 55,097,505	(42,670,103) 53,978,810	(929,218) 990,310	(43,599,321) 54,969,120	(17,410) 18,885	(107,575) 109,500	(1,054,203) 1,118,695	(2.4%) 2.0%
紙	(1,150,067) 944,955	(501,600) 288,300	(549,082) 554,370	(1,050,682) 842,670	(17,410) 18,285	(81,975) 84,000	(648,467) 656,655	(56.4%) 69.5%
合計	(58,142,668) 65,747,137	(55,676,615) 63,217,678	(2,028,793) 2,113,779	(57,705,408) 65,331,457	(76,140) 77,740	(361,120) 337,940	(2,466,053) 2,529,459	(4.2%) 3.8%

出典： 日本容器包装リサイクル協会収支予算書

11. 市町村が負担する小規模事業者分の再商品化委託料について

(1) 市長村及び特定事業者が負担する再商品化委託料の推移

① 精算後特定事業者再商品化委託料推移

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	564,756,723	867,144,958	0	0	1,431,901,681
平成10年度	905,039,766	2,662,272,465	0	0	3,567,312,231
平成11年度	1,070,133,121	4,021,267,766	0	0	5,091,400,887
平成12年度	1,901,205,977	6,850,407,025	6,525,995,022	1,170,079,250	16,447,687,274
平成13年度	2,185,703,653	9,103,830,401	14,485,689,952	1,174,103,126	26,949,327,132
平成14年度	1,873,211,874	9,096,336,617	21,549,751,659	925,189,720	33,444,489,870
平成15年度	1,523,079,757	8,417,695,064	29,046,009,065	941,482,020	39,928,265,906

② 市町村再商品化委託料推移

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	140,187,348	150,250,012	0	0	290,437,360
平成10年度	188,834,903	163,689,579	0	0	352,524,482
平成11年度	298,529,322	283,002,271	0	0	581,531,593
平成12年度	206,031,634	87,537,055	405,573,210	39,123,233	738,265,132
平成13年度	245,751,930	117,501,683	1,308,788,040	88,426,652	1,760,468,305
平成14年度	264,176,663	120,815,808	1,416,037,828	72,258,270	1,873,288,569
平成15年度	238,486,524	10,147,115	2,137,699,272	59,456,029	2,445,788,940

③ 特定事業者・市町村合計

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	704,944,071	1,017,394,970	0	0	1,722,339,041
平成10年度	1,093,874,669	2,825,962,044	0	0	3,919,836,713
平成11年度	1,368,662,443	4,304,270,037	0	0	5,672,932,480
平成12年度	2,107,237,611	6,937,944,080	6,931,568,232	1,209,202,483	17,185,952,406
平成13年度	2,431,455,583	9,221,332,084	15,794,477,992	1,262,529,778	28,709,795,437
平成14年度	2,137,388,537	9,217,152,425	22,965,789,487	997,447,990	35,317,778,439
平成15年度	1,761,566,281	8,427,842,179	31,183,708,337	1,000,938,049	42,374,054,846

出典：(財)日本容器包装リサイクル協会資料

(2) 市町村が負担する小規模事業者分再商品化委託料の全体に占める割合の推移

(単位：%)

	無色ガラス	茶色ガラス	その他 ガラス	ペット ボトル	プラ製容器 包装	紙製容器 包装
平成9年度	6	6	11	2		
平成10年度	9	16	10	1		
平成11年度	10	15	10	1		
平成12年度	10	15	10	1	6	6
平成13年度	10	15	10	1	8	7
平成14年度	10	16	10	1	8	7
平成15年度	10	18	12	0	9	8
平成16年度	8	19	12	0	8	8
平成17年度	6	19	11	0	7	7

※市町村負担比率は、 $(1 - \text{特定事業者責任比率}) \times 100$ の算式により算出したもの。

資料：環境省作成

12. 「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」の通知

「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」に関する通知について
(お知らせ)

平成17年1月19日(水)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
室長：橋詰 博樹 (内線6881)
室長補佐：松本 英昭 (内線6886)
担当：白石 賢司 (内線6886)
企画課リサイクル推進室
室長：藤井 康弘 (内線6831)
担当：清水 延彦 (内線6821)

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的にリサイクルされている実態があります。こうした状況の下、日本から輸出される循環資源が、バーゼル条約や相手国の国内環境規制等に違反する場合、不適正な輸出として国際的な問題を引き起こしかねず、バーゼル法及び廃棄物処理法等に基づく廃棄物等の適正な輸出入管理が求められています。

このため、昨今散見される、市町村において家庭等から収集した廃PETボトル等が国内事業者へ売却され、海外に輸出される場合において、廃棄物の適正処理を確保し、廃棄物等の不適正な輸出を防止することを目的として、関係地方公共団体に留意事項を通知として発出したところです。

1. 本件通知の背景

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的にリサイクルされている実態があります。

こうした状況の下、平成16年4月末に、中国政府から、我が国企業が輸出した廃プラスチックに再生利用できないものが混入しており、中国国内法等に違反するとして、日本政府に対し厳正な対処を求める旨の通報があり、平成16年5月以降、中国政府は、日本からの廃プラスチックの暫定的な輸入停止措置を継続しています。

一方、我が国においては、かねてより、市町村において家庭等から収集した廃PETボトル等が国内事業者へ売却され、当該事業者から海外へ輸出される事例が散見されています。

2. 本件通知の内容

上記を踏まえ、環境省は関係地方公共団体に対して、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、以下の留意事項とともに、廃PETボトル等の適正な取扱いについて、関係者等に対する指導を依頼する旨の通知を発出しました。

12. 「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」の通知

- (1) 廃PETボトル等の中に残存物や混入物が存在することでそれらの腐敗が進み、強い悪臭を発する等の場合には、バーゼル法第2条第1項第1号ロ（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書、Y46の「家庭から収集される廃棄物」）に該当するおそれが強く、また、廃棄物に該当する場合もあること。
- (2) 市町村が収集した廃PETボトル等を国内事業者へ売却後、当該事業者が廃PETボトル等を輸出しようとする場合は、当該市町村は、輸出しようとする廃PETボトル等が、再生利用するため分別、洗浄、裁断等により適正に調整された状態のものであるかの確認を行うこと。確認の結果、残余物の混入等に伴い強い悪臭の発生が見られる等の場合には、輸出者に対しバーゼル法等上の手続きをとるよう、指導されたいこと。なお、輸出しようとする廃PETボトル等が廃棄物等に該当するか否かについて判断が困難な場合は、積極的に環境省に相談されたいこと。

各都道府県知事 } 殿
各政令市市長 }

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃 P E T ボトル等の不適正な輸出の防止について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力を賜っており、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下「バーゼル法等」と総称する。）に基づく特定有害廃棄物等及び廃棄物（以下「廃棄物等」と総称する。）の不適正輸出の防止について、情報提供及び指導を依頼しているところである。

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的に再生利用されている実態がある。こうした状況の下、日本から中国向けに輸出されたプラスチックくずの中に、再生利用できないものが混入し中国国内規制等に違反しているとして、中国政府が、日本から中国向けに輸出されるプラスチックくずの船積前検査を暫定的に停止するといった事態が生じるなど、循環資源の不適正な輸出は国際的な問題になりかねないところである。

こうしたことから、昨今散見される、市町村において家庭等から収集したポリエチレンテレフタレート製の容器等（以下「廃 P E T ボトル等」という。）が国内事業者売却され、圧縮等の後に当該事業者から海外に輸出される事例において、廃 P E T ボトル等は、その状態等によっては廃棄物等に該当する可能性があることから、廃棄物の適正処理を確保し、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、貴職におかれては、下記事項に留意の上、廃 P E T ボトル等の適正な取扱いについて、貴管下市町村及び関係者に対する指導方よろしく願います。

記

- 1 廃 P E T ボトル等の中に残存物や混入物が存在することでそれらの腐敗が進み、強い悪臭を発する等の場合には、バーゼル法第 2 条第 1 項第 1 号ロ（有害廃棄物の国境を越

える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書 II、Y46 の「家庭から収集される廃棄物」) に該当するおそれが強く、また、廃棄物に該当する場合もあること。

- 2 市町村が収集した廃PETボトル等を国内事業者へ売却後、当該事業者が廃PETボトル等を輸出しようとする場合は、当該市町村は、輸出しようとする廃PETボトル等が、再生利用するため分別、洗浄、裁断等により適正に調整された状態のものであるかの確認を行うこと。確認の結果、残余物の混入等に伴い強い悪臭の発生が見られる等の場合には、輸出者に対しバーゼル法等上の手続きをとるよう、指導されたいこと。なお、輸出しようとする廃PETボトル等が廃棄物等に該当するか否かについて判断が困難な場合は、積極的に環境省に相談されたいこと。

13. 参照条文

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(平成七年六月十六日法律第百十二号)

(定義)

- 第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。
- 6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。
- 7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。
- 8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。
 - 二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。
 - 三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
 - 四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
- 11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であって主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であって、次に掲げる者以外の者をいう。
- 四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区

分した各期間)における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者

(国の責務)

第五条

- 4 国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条

- 3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する再商品化をしない特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。)があるときは、当該特定事業者に対し、当該再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定等)

第二十一条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であって、次条に規定する業務(以下「再商品化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定す

ることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十二條 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。

(報告の徴収)

第三十九條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十六條 第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 二 第三十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第四十條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

循環型社会形成推進基本法
(平成十二年六月二日法律第百十号)

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
- 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
- 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
- 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 市町村
 - ロ その他環境省令で定める者

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
(平成四年十二月十六日法律第百八号)

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

外国為替及び外国貿易法
(昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号)

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

中小企業基本法
(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令
 (平成七年十二月十四日政令第四百十一号)

(燃料として利用される製品)

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 主として紙製の容器包装であって次に掲げるもの以外のものに係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
 - イ 主として段ボール製の容器包装
 - ロ 飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令
 (平成七年十二月十四日厚生省令第六十一号)

(分別基準)

第二条 法第二条第六項の環境省令で定める基準は、次の表の中欄に掲げる市町村が法第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物ごとに当該物に対応する同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>一 主として鋼製の容器包装に係る物</p>	<p>一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。</p> <p>二 圧縮されていること。</p> <p>三 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。</p> <p>四 容器包装以外の物が付着し、又は、</p>
--------------------------	--

		混入していないこと。 (以下、略)
三	主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物	一 （略） 二 洗浄されていること。 (以下、略)
七	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物	一 一の項第一号から第四号まで及び三の項第二号に適合すること。 二 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。 三 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。
八	主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物	一 一の項第一号、第三号及び第四号に適合すること。 二 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、この限りでない。 三 飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。 四 プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。 五 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあっては、洗浄され、乾燥されていること。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条第一項の規定に基づく平成十五年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画

(平成十四年十一月二十九日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号)

六 規則第四条第六号に定める分別基準適合物(以下「プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物」という)

3 再商品化の具体的方策に関する事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。

- (1) 減容顆粒品又はインゴットを得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることにより再商品化がされる。当該減容顆、粒品又はインゴットはペレットというプラスチック原料を得るために利用され当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。
- (2) 減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得るための施設において、白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物に対し、異物の除去、破碎その他の処理をし、減容顆粒品又はインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該ペレットは、発泡スチロール製食品用トレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用される。
- (3) ペレット等のプラスチック原料を得るための施設において異物を除去洗浄破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることにより再商品化がされる。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用される。
- (4) ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破碎、成形その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得ることにより再商品化がされる。
- (5) 高炉で用いる還元剤を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得

ることにより再商品化がされる。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用される。

- (6) コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ることにより再商品化がされる。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油並びに水素及び一酸化炭素を主成分とするガスの原材料として利用される。
- (7) 炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。
- (8) 水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設において、異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得ることにより再商品化がされる。当該ガスは、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三条第一項の規定に基づく、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成八年三月二十五日環境庁、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第一号)

六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

分別基準適合物の再商品化等の促進は、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別基準適合物の再商品化によって得られた物の利用の促進とあいまって資源エネルギー投入量の節減、廃棄物の減量及び散乱の防止、環境汚染物質の発生抑制等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムを構築していくという意義を有する。

以上のような分別基準適合物の再商品化等の促進のためには、分別排出や再商品化によって得られた物の利用を始めとする広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとし

での分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及、啓発を図ることとする。具体的には、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、分別基準適合物の再商品化等の促進が環境の保全に資することについての国民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつその実施が行われるよう関係者の協力を求めることとする。また、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関し、国民への情報提供に努めることとする。

循環型社会形成推進基本計画
(平成十五年三月二十四日環境省告示第二十八号)

第5章 各主体の果たす役割

国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体（都道府県・市町村）、国等のすべての主体は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担の下で、適正かつ公平な費用負担により各種の施策を着実に講じていくことが必要です。

具体的には、以下のような取組を進めます。

第2節 NPO・NGO

NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことなどを通じて社会的な信頼性を高めるとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。具体的には、3Rの推進や地域住民のライフスタイルの見直しの支援など地域の環境保全のための活動、国民・事業者などの循環型社会の形成に向けた行動の促進のための環境教育・環境学習や啓発活動、さらに地域コミュニティ・ビジネスとして持続可能かつ広がりのある活動が行われます。